

丸亀市臨時教育委員会会議録

1 日 時 令和4年5月11日(水)
午後4時30分～午後4時40分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委 員	徳 永 秀 文
委 員	松 岡 舟
委 員	福 田 康 知
委 員	井 下 由 美
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	七 座 武 史
総務課長	吉 野 隆 志
総務課副課長	土 井 節 子

書 記 総務課庶務担当長 富士川美由紀

3 傍 聴 なし

4 議 題

議案第1号 「丸亀市教育長職務代理者の指名について」

5 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第13条第3項の規定に基づき、次の2名を会議録署名人に指名する。松岡 舟委員、徳永 秀文委員

6 議事の概要

午後4時30分 開会

〔教育部長〕

臨時教育委員会開会前に、事務局から教育長及び教育委員の選任についてご説明させていただく。

このたび、金丸教育長が5月10日に任期満了となったことから、4月26日開催の市議会臨時会において市議会の同意を得て、5月11日付けで末澤康彦教育長が任命された。末澤教育長の任期につきましては、令和7年5月10日までの3年間となる。また、土方委員が5月10日に任期満了となったことから、同じく市議会臨時会において市議会の同意を得て、5月11日付けで井下由美教育委員が任命された。井下委員の任期につきましては、令和8年5月10日までの4年間である。

議案第1号 「丸亀市教育長職務代理者の指名について」

〔教育部長〕

丸亀市教育長職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の第2項で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されていることから、職務代理者を指名するものである。

〔教育長〕

教育長職務代理者として、引き続き、徳永委員を指名し、任期は令和4年5月11日から令和5年5月10日までの1年間といたしたい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

〔教育長〕

なお、教育長職務代理者は、非常勤職員であるが、いざというときは事務局のトップとして実際に事務全般を見ながら、指揮命令しなければならない。しかしながら、現実的には難しいと思うので、具体的な事務の執行につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第4項で、事務局職員に委任できる規定があるので、これまでと同様、教育部長に委任したいと思う。

7 閉会

午後4時40分